

# 断熱・防音サッシ

参考資料	開口部の防火性・耐火性について	P.543
	防火設備の認定(性能規定)	P.544
	防火性能に関する法規	P.544
	防火設備の必要な外壁の開口部	P.545
	防火設備の必要な区画の開口部	P.545
	防火区画に接する外壁について	P.545
	防火区画に接する開口部を含む外壁について	P.545
	大臣認定防火設備(個別認定)取り扱い上の注意	P.546
	主要部品設定一覧	P.547
FNS-II70D	引違い窓	P.549
	FIX窓	P.551
	たてすべり出し窓	P.552
FNS-II70	引違い窓	P.553
Super70P	FIX窓(内押縁)	P.557
FNS-II70	FIX窓(外押縁)	P.558
Super70P	たてすべり出し窓	P.560
	すべり出し窓	P.561
	内倒し窓	P.562
	インペイ式外倒し排煙窓	P.563
	インペイ式内倒し排煙窓	P.564
枠ドア		P.565
		P.565
段窓無目	FNS-II70シリーズ	P.567
	Super70Pシリーズ	P.569
FNS-II70CF	大臣認定防火設備(個別認定)取り扱い上の注意	P.571
	FIX窓	P.572
	たてすべり出し窓	P.573
	インペイ式外倒し排煙窓	P.574
	防火設備連結材A	P.575
	防火設備連結材B	P.576
開口パターン方立断面図	P.577	

## BL認定サッシ

FNS-70P断熱・BL	引違い窓(ガラス溝幅36mm)	P.549
	FIX窓(ガラス溝幅42mm)	P.551
FNS-70P・BL	引違い窓(ガラス溝幅36mm)	P.553
	FIX窓(ガラス溝幅36mm)	P.557
	すべり出し窓(ガラス溝幅36mm)	P.561
	内倒し窓(ガラス溝幅36mm)	P.562
	枠ドア(ガラス溝幅36mm)	P.565

断熱  
防音サッシ

防音サッシ

一般サッシ

共通商品

BL認定サッシ

断熱  
防音サッシ  
(防火)

防音サッシ  
(防火)

共通商品  
(防火)

アルミ樹脂  
複合サッシ

パリアフリー  
サッシ

換気商品

ブラインド  
内蔵サッシ

出窓

収納型網戸

マンション  
関連商品

共通付属品

その他の  
商品

納まり参考図

## 開口部の防火性・耐火性について

建築物の火災に対する安全性は建築基準法、同施行令等によってこまかく規制されています。開口部においても、建物の内部からの火は最小限に食い止めて外に出さない、外からの火はもらい火を防ぎ、延焼を防止するために、「防火設備・特定防火設備」の使用が義務づけられています。また、建物に耐火性能をもたせるための規制があります。

※以下、「建築基準法」は「法」と、「建築基準法施行令」は「令」と略します。



### 防火設備の種類

防火設備には、使用目的と場所によって次の種類があります。

特定防火設備	火災の拡大を防止するものであり、防火区画や防火壁の開口部、外壁の開口部、避難階段の出入口部分などに用いられています。
防火設備	主として、開口部の延焼防止を目的として、防火区画の一部や外壁の開口部などに用いられています。

### 防火設備の規定

防火設備は、政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるか、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。

遮炎性能に関して、政令の定める技術的基準に適合するもの



#### ●仕様規定(建設省告示:例示仕様)

所定の性能が確保できる構造として、建築基準法及び同施行令並びに告示により、構造が定められたものである。よって、この構造方法に準じていれば、試験による性能確認等は特に必要とされません。

#### ●性能規定(大臣認定:個別認定)

仕様規定(例示仕様)で示されている構造から外れるもので、仕様規定と同程度の性能があるものとして、国土交通大臣の認定を受けたものです。

### 防火設備の技術的基準

防火設備は、建築基準法及び建築基準法施行令により、その性能についての技術的基準が規定されています。

名称	特定防火設備	防火設備	
法令	令第112条第1項	法第2条第9号の二 令第109条の2	法第64条 令第136条の2の3
設置場所	防火区画	耐火建築物または準耐火建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分	防火地域または準防火地域内の建築物の外壁で延焼のおそれのある部分
性能	遮炎性能		準遮炎性能
火災の種類	建築物の屋内または周囲で発生する通常の火災		建築物の周囲で発生する通常の火災
遮炎時間	1時間	20分	
要件	加熱面以外の面に火災を出さない		
大臣認定(個別認定)	EA	EB	EC
建築基準法改正前の対応する防火戸	甲種防火戸に相当	乙種防火戸に相当	—

### 防火設備の構造方法(仕様規定)

防火設備及び特定防火設備の技術基準に適合する構造方法については建設省(現、国土交通省)告示により、以下のように規定されています。

構造	特定防火設備の構造/遮炎性能1時間 (建設省告示第1369号 抜粋)	防火設備の構造/遮炎性能20分 (建設省告示第1360号 抜粋)
鉄材造又は鋼材造	・鉄板又は鋼板の厚さが1.5mm以上のもの ・骨組みを鉄材又は鋼材で造り、両面にそれぞれ厚さ0.5mm以上の鉄板又は鋼板を張ったもの	・鉄板又は鋼板の厚さが0.8mm以上のもの ・網入りガラス(複層を含む)を用いたものを含む

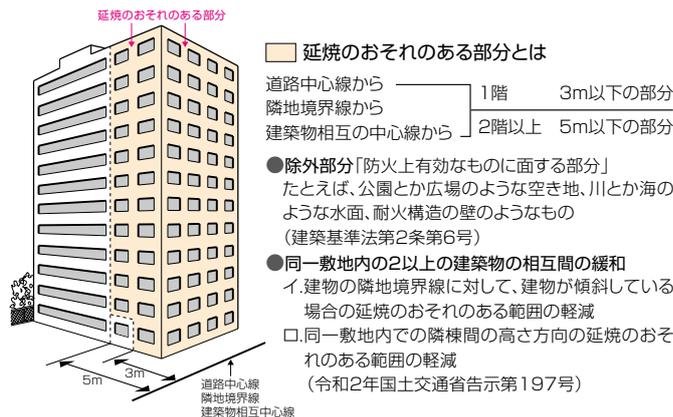
#### ●告示改正による追加仕様

規定内容	鉄枠(新第5号口)	アルミ枠(新第6号)	アルミ樹脂枠(新第6号)
枠材の種類	鉄材又は鋼材	アルミニウム合金材	屋外側:アルミニウム合金材 屋内側:無可塑ポリ塩化ビニル
開閉形式	・はめごろし戸 ※網入りの場合のみ全ての開閉形式	・はめごろし戸	
ガラスの種類 耐火強化:厚さ6.5mm以上 エッジ強度250MPa以上 耐火結晶化:厚さ5mm以上 低放射(Low-E):厚さ5mm以上 垂直放射率0.03~0.07	・はめごろし戸 ・網入り ※網入りの場合は開口部の寸法取り付け方法等の制限はなし ・耐火強化 ・耐火結晶化 ・複層(網入りを用いたもの又は屋外側が耐火強化若しくは耐火結晶化で屋内側が低放射(Low-E)であるもの)	・網入り ・耐火結晶化 ・複層(屋外側が網入り又は耐火結晶化、屋内側が低放射(Low-E))	
ガラスの種類*に応じた開口部の寸法(躯体の幅×高さ(mm))	・耐火強化(700~1200×850~2400) ・耐火結晶化(1000~1200×1600~2400)	・網入り(~800×~2250)	

※複層ガラスの場合は屋外側のガラスの種類

### 防火設備使用の適用を受ける主要部分

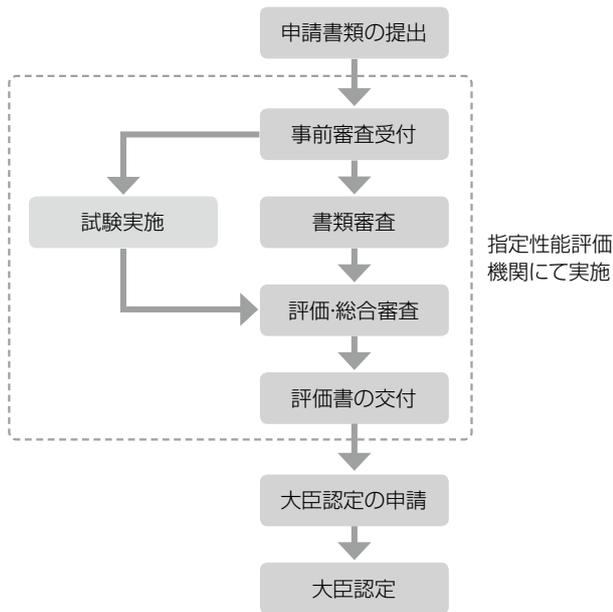
- 耐火建築物、準耐火建築物の開口部で延焼のおそれのある部分(法第2条)
- 防火地域、準防火地域内の開口部で延焼のおそれのある部分(法第64条)



## ■ 防火設備の認定（性能規定）

防火設備についての国土交通大臣の認定を受けるためには、指定性能評価機関※において試験を実施し、事前評価を受けることが必要です。

※指定性能評価機関とは、国土交通大臣認定の事前評価を実施する機関で、原則として試験と評価の両方を実施します。



## ■ 防火設備の試験・評価方法

防火設備についての国土交通大臣の認定を受けるためには、指定性能評価機関において以下の方法で試験を行い、評価を受けることが必要です。

加熱方法	<p>下記の耐火標準加熱曲線で表される数値となるよう、特定防火設備は60分、防火設備は20分加熱します。遮炎性能は屋内外両面を、準遮炎性能は屋外面についてのみ加熱します。</p> $T=345\log_{10}(8t+1)+20$ <p>但し、Tは平均炉内温度(°C)、tは試験の経過時間(分)とする。</p>
判定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>非加熱側へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。</li> <li>非加熱側で10秒を超えて継続する発炎がないこと。</li> <li>火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。ただし、防火戸のくつずり及びシャッターの床に接する部分の隙間(10mm以下)は除外します。</li> </ul>

## ■ 防火性に関する法規

### ■ 耐火建築物と準耐火建築物

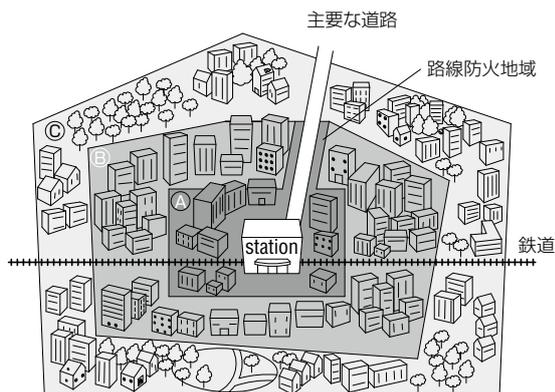
建築基準法で、耐火及び準耐火建築物はそれぞれ以下のように定められています。

耐火建築物	<p>すべて主要構造部を耐火構造とした建築物で、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には、政令で定める遮炎性能を有する防火設備を設けたものをいう。 (法第2条第九号の二)</p>
準耐火建築物	<p>耐火建築物以外の建築物で、主要構造部を準耐火構造とするか、または準耐火構造と同等の準耐火性能を有するもので政令で定める技術的基準に適合するものとし、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には、政令で定める遮炎性能を有する防火設備を設けたものをいう。 (法第2条第九号の三)</p>

※従来の法規に加え、耐火建築物では令第136条の2第1項第一号口で避難防止時間が耐火建築物以上の延焼防止建物、同様に準耐火建築物では令第136条の2第1項第二号口で避難防止時間が準耐火建築物以上の準延焼防止建築物が新たに定められました。

### ■ 防火地域と準防火地域

① 都市計画法第9条に、市街地における火災の危険を防除するため、防火地域と準防火地域が定められています。



② 市街地の火災を防除するために各市町村で下記の種類の地域が定められています。(法第61条:防火地域内及び準防火地域内の建築物)

(凡例)

防火地域(A)	町の中心部、主として商業地域に指定されることが多い。
準防火地域(B)	防火地域をとりまき、比較的防火上重要な地域が指定されます。
法22条指定区域(C)	都市計画区域内外にわたり指定されている準防火地域を囲むように指定されています。

③ 防火地域、準防火地域及び指定区域における建築物の基準が下表のように定められています。

階数	防火地域			準防火地域		
	50㎡以下	100㎡以下	100㎡超	500㎡以下	500㎡超 1,500㎡以下	1,500㎡超
4階以上	旧:耐火建築物 新:第一号イ・ロ			旧:耐火建築物 新:第一号イ・ロ		
3階建	旧:耐火建築物 新:第一号イ・ロ			旧:準耐火建築物 新:第二号イ・ロ		
2階建	旧:耐火建築物 新:第一号イ・ロ			(木造) 旧:防火 構造等 新:第三号 イ・ロ (非木造) 旧:片面防火 設備 新:第四号 イ・ロ		
平屋建	旧:準耐火 建築物 新:第二号 イ・ロ			旧:準耐火建築物 新:第二号イ・ロ		

※表中の記載について

- 第136条の2第1項第一号の「イ」:耐火建築物
- 第136条の2第1項第一号の「ロ」:延焼防止建築物
- 第136条の2第1項第二号の「イ」:準耐火建築物
- 第136条の2第1項第二号の「ロ」:準延焼防止建築物
- 第136条の2第1項第三号:木造で、外壁・軒裏を防火構造にし延焼の恐れのある外壁開口部に片面防火設備を設けた建築物
- 第136条の2第1項第四号:非木造で、延焼の恐れのある部分の外壁開口部に片面防火設備を設けた建築物

# ■ 防火設備の必要な外壁の開口部

外壁の延焼のおそれのある部分で、防火設備を使用しなければならぬ開口部は下記の通りです。

(国土交通省告示第194号:防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件)

対象建築物	対象部位	防火設備の種類	法令
耐火建築物	外壁の開口部で延焼のおそれのある部分	遮炎性能を有する防火設備	令第136条の2第1項第一号イ-ロ
準耐火建築物			令第136条の2第1項第二号イ-ロ
準防火地域内にある、地階を除く階数が2以下で延べ面積が500㎡以下の建築物		準遮炎性能を有する防火設備	令第136条の2第1項第三号 第四号

防火地域内又は準防火地域内の規定は原則として上表のとおりですが、建築物の規模によって下表のように定められています。

# ■ 防火設備の必要な区画の開口部

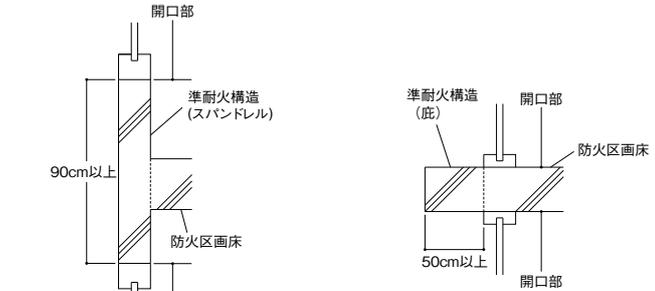
防火区画により、その開口部に必要な防火設備は下記の通りです。

令第112条(防火区画)条項	対象建築物(部分)	開口部		
面積区画	第1項 面積区画(1,500㎡)	①主要構造部が耐火構造の建築物「耐火建築物」又は「主要構造部のみ耐火構造の基準に適合する建築物」 ②主要構造部が法2条九号の3イ-ロの建築物「準耐火建築物」又は「主要構造部のみ準耐火建築物の基準に該当する建築物」 ③主要構造部が令136条の2第一号ロ-第二号ロの建築物	特定防火設備:1号扉 (常閉又は随閉(熱感・煙感))	
	第1項ただし書き(緩和)	第1号 劇場等の客席部分・体育館・工場等「用途上やむを得ない部分」は、1,500㎡区画不要 第2号 階段室・昇降路(東降ロビーを含む)「用途上やむを得ない部分」を区画すれば、1,500㎡区画不要	特定防火設備:2号扉 (常閉又は随閉(煙感のみ))	
	第2項 1時間準耐火基準の定義	アトリウム等の大空間の面積区画の合理化		
	第3項 大空間の取り扱い	①法21条第1項「大規模建築物」-令109条の5第一号の建築物(火災終了時間1時間未満) ②法27条第1項「特殊建築物」(法別表第一(1)~(4)の用途)-令110条第一号の特殊建築物(特定避難時間1時間未満) ③法27条第3項「特殊建築物」(法別表第一(5)、(6)の用途)-準耐火建築物(令109条の3第二号-1時間準耐火基準を除く) ④法61条「準防火地域」-令136条の2第二号の建築物(令109条の3第二号-1時間準耐火基準を除く) ⑤法67条第1項の建築物で、延べ面積が500㎡を超えるもの(特定防災街区整備地区)-準耐火建築物等の建築物(令109条の3第二号-1時間準耐火基準を除く)	特定防火設備:1号扉 (常閉又は随閉(熱感・煙感))	
	第4項 面積区画(500㎡) +防火上主要間仕切り壁	①法21条第1項「大規模建築物」-令109条の5第一号の建築物(火災終了時間1時間以上) ②法27条第1項「特殊建築物」(法別表第一(1)~(4)の用途)-令110条第一号の建築物(特定避難時間1時間以上) ③法27条第3項「特殊建築物」(法別表第一(5)、(6)の用途)-準耐火建築物(令109条の3第二号-1時間準耐火基準に限る) ④法61条「準防火地域」-令136条の2第二号の建築物(令109条の3第二号-1時間準耐火基準に限る) ⑤法67条第1項の建築物で、延べ面積が1,000㎡を超えるもの(特定防災街区整備地区)-準耐火建築物等の建築物(令109条の3第二号-1時間準耐火基準に限る)	特定防火設備:1号扉 (常閉又は随閉(熱感・煙感))	
	第5項 面積区画(1,000㎡)	①法21条第1項「大規模建築物」-令109条の5第一号の建築物(火災終了時間1時間以上) ②法27条第1項「特殊建築物」(法別表第一(1)~(4)の用途)-令110条第一号の建築物(特定避難時間1時間以上) ③法27条第3項「特殊建築物」(法別表第一(5)、(6)の用途)-準耐火建築物(令109条の3第二号-1時間準耐火基準に限る) ④法61条「準防火地域」-令136条の2第二号の建築物(令109条の3第二号-1時間準耐火基準に限る) ⑤法67条第1項の建築物で、延べ面積が1,000㎡を超えるもの(特定防災街区整備地区)-準耐火建築物等の建築物(令109条の3第二号-1時間準耐火基準に限る)	特定防火設備:1号扉 (常閉又は随閉(熱感・煙感))	
	第6項 面積区画適用除外	第1号 体育館・工場等で、内装(天井・壁)を準不燃材料としたものは、500㎡・1,000㎡区画は不要		
	第4項500㎡・第5項1,000㎡区画の緩和	第2号 階段・昇降路の部分で、内装(天井・壁)を準不燃材料としたものは、500㎡・1,000㎡区画は不要		
	第7項 高層区画 (100㎡区画)	地上11階以上の部分の区画	防火設備:1号扉 (常閉又は随閉(熱感・煙感))	
	第8項 高層区画緩和 (200㎡区画)	上記部分の内装(天井・壁、下地を含む)を準不燃材料(床面から1.2m以下は制限なし)	防火設備:1号扉 (常閉又は随閉(熱感・煙感))	
第9項 高層区画緩和 (500㎡区画)	上記部分の内装(天井・壁、下地を含む)を不燃材料(床面から1.2m以下は制限なし)	特定防火設備:1号扉 (常閉又は随閉(熱感・煙感))		
高層区画	第10項 高層区画 適用除外	①階段室・昇降路(東降ロビーを含む)の部分 ②廊下等の避難の用途に供する部分 ③共同住宅の200㎡以内の住戸	第6項区画の場合は防火設備:2号扉 第7項区画の場合は特定防火設備:2号扉 第9項区画の場合は特定防火設備:2号扉 (常閉又は随閉(煙感のみ))	
	堅穴区画	第11項 堅穴区画	主要構造部を準耐火構造(耐火構造を含む)とした建築物で、地階又は3階以上に居室あり 主要構造部が令136条の2第一号ロ-第二号ロの建築物で、地階又は3階以上に居室あり	防火設備:2号扉 (常閉又は随閉(煙感のみ))
		第11項ただし書き(堅穴緩和)	第1号 「避難階及び直上階」又は「避難階及び直下階」の吹抜け・階段等で、内装(天井・壁、下地を含む)を不燃材料(内装強化) 第2号 階数が3以下・延べ面積200㎡以下の1戸建て住宅、長屋・共同住宅の住戸で階数が3以下で、床面積の合計が200㎡以内	防火設備:2号扉 (常閉又は随閉(煙感のみ))
		第12項 特定小規模特殊建築物 (入院・入所限定)堅穴区画	3階を病院・診療所(入院あり)・児童福祉施設等(入所あり)に供する建築物で階数3で延べ面積200㎡未満のもの 【注意】第11項に規定する建築物を除く	防火設備:2号扉 (常閉又は随閉(煙感のみ))
		第12項ただし書き	居室・高層等にスプリンクラー設備を設置した場合は、防火設備を20分間から10分間に緩和	10分間防火設備:2号扉
第13項 特定小規模特殊建築物 (入院・入所以外)堅穴区画	3階を病院・診療所(入院あり)・児童福祉施設等(入所あり)以外に供する建築物で、階数3で延べ面積200㎡未満のもの 【注意】第11項に規定する建築物を除く (専ら高齢者等の自力避難困難者が過剰利用するもの、ホテル・旅館・下宿・共同住宅・寄宿舎等の就寝利用するもの)	戸2号扉 (必ず「すりガラス」・普通板ガラス ・3mm合板等を除く)		
第14項 堅穴区画相互の区画緩和	【第1項第1号劇場等の客席部分・体育館・工場等】と【階段室・昇降路(東降ロビーを含む)】が次に掲げる①及び②に適合する場合は、第11項、第12項、第13項において一の堅穴部分とみなす ①堅穴区画双方の内装(天井・壁、下地を含む)を準不燃材料 ②堅穴区画双方が用途上区画することができるものである			
第15項 堅穴区画の緩和 第12項、第13項の緩和	火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙・ガスの降下が生じない建築物として、内装仕上材料・消火設備・排煙設備があるもの(告示未定のため 当分の間は適用なし)			
防火設備	第16項 スリット(外壁)	第1項、第4項~第6項、第7項、第11項区画に接する外壁(90cm)又は袖壁(50cm)		
	第17項 スリット(開口部)	スリット部分の開口部	防火設備	
	第18項 異種用途区画(法27条)	「法27条用途部分」と「他部分」の区画		
区画貫通	第19項 区画部分の防火戸	第1号(1号扉)〔常閉、随閉(熱感・煙感)〕、第2号(2号扉)〔遮煙、常閉、随閉(煙感のみ)〕	特定防火設備:2号扉 (常閉、随閉(煙感のみ)) S48告示2563号、2564号	
	第20項 区画貫通の配管	すき間不燃材料詰め	H12告示1422号	
	第21項 区画貫通の風道	防火ダンパーの設置(遮煙、随閉(熱感・煙感))	H12告示1376号	

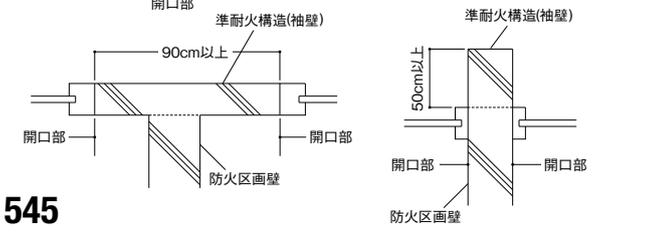
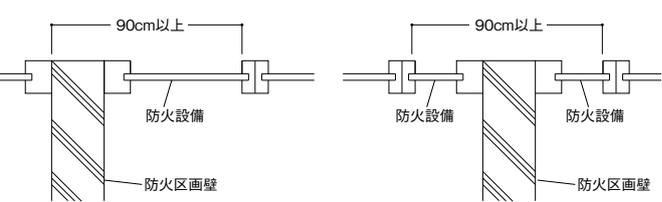
・常時閉鎖とは常時閉鎖状態の防火戸で、直接手または自動で開くことができるもの。

・随時閉鎖とは火災を感知すると閉鎖する防火戸。

# ■ 防火区画に接する外壁について (令第112条第16項)



# ■ 防火区画に接する開口部を含む外壁について (令第112条第17項)



## ■大臣認定防火設備(個別認定)取り扱い上の注意

(FNS-II70D FNS-II70 Super70P FNS-70EAT FP-AT70P FP-AT70)

当社取得の大臣認定防火設備は、以下の仕様で認定されています。認定仕様以外は防火設備とは認められませんのでご注意ください。

### 1 表面処理仕様

陽極酸化塗装複合皮膜(JIS H 8602 A1・A2)

### 2 ガラス仕様

不二サッシ(株)製の大臣認定防火設備(個別認定)シリーズには下記の仕様のガラスをご使用ください。なお、誤用防止のため、ガラス商品名に「不二サッシ個別認定品向け」とご記入ください。

#### ■ 複層ガラス

Low-E複層ガラス														
ガラス総厚	16.8ミリ~26ミリ													
室外側※2	網入りガラス(JIS R 3204):厚さ6.8ミリまたは10ミリ、透明(磨き板)または型板、かく網:網目間隔 16×16mm以下(呼称)、ひし網:網目間隔 20×20mm以下(呼称)、線径:0.5mm、材質:鋼製													
中空層※1	6ミリ~12ミリ													
スペーサー	アルミニウム合金													
仕込材(2枚シール)	シリコーン系シーリング材													
室内側※3	Low-Eガラス(フロート板ガラス(JIS R 3202))													
	メーカー名	AGC				日本板硝子				セントラル硝子				
	商品名	不二サッシ個別認定品向け サンバランス				不二サッシ個別認定品向け ベアマルチスーパー		不二サッシ個別認定品向け ベアマルチLow-E			不二サッシ個別認定品向け ベアレックスヒートガード			
	色調	シルバー	ピュア クリア	アクアグリーン (Low-E 屋内仕様)	グリーン	クリア	クリアk74	シルバー 54(Low-E 室内仕様)	ブルー 60(Low-E 室内仕様)	グレー 55(Low-E 室内仕様)	クリア	シルバー	グリーン	
	板厚	4ミリ					×							
		5ミリ	○											
6ミリ						×				○				
8ミリ														
ガラス押さえ	シリコーン系シーリング材(防火戸用指定シーリング材)													

※1 アルコン・クリプトン等のガス入り複層ガラスは防火設備に適合しません。

※2 耐熱板ガラスは防火設備に適合しません。

※3 防犯フィルムを使用する場合は、屋内側ガラス見え掛り面のみに貼り(ガラス呑み込み部には貼らない)、厚さ325 $\mu$ m~375 $\mu$ mをご使用ください。

#### ■ 単板ガラス

ガラス※1-※3	網入りガラス(JIS R 3204):厚さ6.8ミリまたは10ミリ
	透明(磨き板)または型板
	かく網:網目間隔 16×16mm以下(呼称)
	ひし網:網目間隔 20×20mm以下(呼称)
	線径:0.5mm、材質:鋼製
ガラス押さえ	シリコーン系シーリング材(防火戸用指定シーリング材)※2

※1 耐熱板ガラスは防火設備に適合しません。

※2 引違い窓(ガラス溝幅18mm)はグレイジングチャンネルのみの設定です。

※3 防犯フィルムを使用する場合は、屋内側ガラス見え掛り面のみに貼り(ガラス呑み込み部には貼らない)、厚さ325 $\mu$ m~375 $\mu$ mをご使用ください。

### 3 シーリング材

不二サッシ(株)製の大臣認定防火設備(個別認定)シリーズには下記の仕様のシリコーン系シーリング材(防火戸用指定シーリング材)をご使用ください。

会社名	防火戸用指定No.	商品名	材種シリコーン系	比重
信越化学工業(株)	03-04	シーラント40N	1成分形シリコーン系	1.29
	03-05	シーラント70	2成分形シリコーン系	1.26
東レ ダウコーニング	04-01	SE 5007	1成分形シリコーン系	1.50
	04-03	SE 5006	1成分形シリコーン系	1.48
	04-04	SE 990F	2成分形シリコーン系	1.34
モメンティブ パフォーマンス マテリアルズ	05-01	トスシール84	1成分形シリコーン系	1.46
	05-02	トスシール64	2成分形シリコーン系	1.49
	05-03	トスシール361	2成分形シリコーン系	1.27
ジャパン(合)	05-04	トスシール811	1成分形シリコーン系	1.25
横浜ゴム(株)	10-01	Hamatite SC-SR2(旧品名 ハマタイト シリコーン70)	2成分形シリコーン系	1.26
サンスター技研(株)	12-01	ペンギンシールSR2520 New	2成分形シリコーン系	1.33
コニシ(株)	13-01	ボンド ビルドシールSR	2成分形シリコーン系	1.27

### 4 バックアップ材

不二サッシ(株)製の大臣認定防火設備(個別認定)シリーズには下記の仕様のバックアップ材をご使用ください。

種類	グラスファイバー系バックアップ材(フラットバックカー HP)
納まり	商品ごとの指定サイズ・長さとなります

### 5 施工

不二サッシ(株)製の大臣認定防火設備(個別認定)シリーズは躯体に納める際、商品枠と躯体間にモルタル充填、あるいは不燃材料の充填、または不燃材で塞ぐことが必要です。(当社別途工事)

### 6 防火ラベル

不二サッシ(株)製の大臣認定防火設備(個別認定)には、認定品であることを示すために「個別防火戸表示ラベル」が貼付されています。



#### ご注意

不二サッシ(株)製の大臣認定防火設備(個別認定)シリーズは「個別防火戸表示ラベル」が貼付された商品に弊社認定取得(仕様)のガラスを指定のガラス押さえで施工し、指定された施工により躯体に取り付けられた場合のみ「大臣認定防火設備(個別認定)」として成立いたします。

断熱  
防音サッシ

防音サッシ

低層サッシ

共通商品

BL認定サッシ

断熱  
防音サッシ  
(防火)防音サッシ  
(防火)共通商品  
(防火)アルミ樹脂  
複合サッシパリアフリー  
サッシ

換気商品

内蔵サッシ  
プロファイル

出窓

収納型網戸

関連商品  
メンテナンス

共通付属品

商品  
その他の納まり  
参考図



